⑷　落札者の決定方法　最低価格落札方式をもって行う。入札執行回数は１回とするが、第１回目の入札において、予定価格に達した価格の入札がない（落札しない）ときは再度の入札を行うものとする。なお、入札にあたっては内訳書の内容を調査して行うものとする。

⑸　配置予定技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況から止むを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

⑹　契約書作成の要否等　要。

⑺　本事業に直接関連する他の工事の請負契約を本事業の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑻　関連情報を入手するための照会窓口　上記３⑴に同じ。

⑼　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記３⑶の資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑽　手続きにおける交渉の有無　無。

⑾　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Junichi Hamada, President of the University of Tokyo, a deputy Akishige Hirai, General Manager, Facilities Department, The University of Tokyo

⑵　Classification of the service to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Electric Iinsulation work of a ward (Hongo campus), the University of Tokyo

⑷　Time-limit for the submission of application forms : 5 : 00 P.M. 27 August 2013

⑸　Time-limit for the submission of tenders : 11 : 00 A.M. 27 September 2013

⑹　Contact point for tender documentation : Budget・Contract Team, Facilities Planning Group, Facilities Department, The University of Tokyo, 5―24―5 Hongo Bunkyo-ku Tokyo 113―0033 Japan, TEL 03―5841―2209

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年８月19日

契約担当者　国立大学法人東京大学
総長　濱田　純一
代理人　施設部長　平井　明成

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

○第６号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　東京大学医学部附属病院病棟（Ⅱ期）新営機械設備工事

⑶　工事場所　東京都文京区本郷７－３－１　東京大学構内

⑷　工事内容　病院　機械設備工事　鉄骨鉄筋コンクリート造地上15階地下２階建　建築面積3,330㎡、延べ面積40,500㎡　空調設備　一式、特殊空調設備　一式、換気設備　一式、排煙設備　一式、自動制御設備　一式、中央監視設備　一式、動力設備　一式、衛生器具設備　一式、給水設備　一式、排水設備　一式、消火設備　一式、給湯設備　一式、都市ガス設備　一式、医療ガス設備　一式、搬送設備　一式、屋外設備　一式

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成29年３月31日まで。

⑹　その他　関連する建築一式及び電気設備工事は別途発注される予定である。

⑺　本工事は、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）、又は２又は３社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに契約担当者から共同企業体としての認定を受けていること。

⑴　東京大学契約事務取扱規程（平成16年東大規則第176号）第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。

⑵　文部科学省における管工事の一般競争参加資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,100点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、950点）以上であること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成10年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

①　単体　主たる構造が鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の病院施設の新営工事で、施工範囲が地上８階地下１階建以上かつ延べ面積21,000㎡以上の機械設備（空調及び給排水衛生設備を含む）工事

②　共同企業体の代表者　主たる構造が鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の病院施設の新営工事で、施工範囲が地上８階地下１階建以上かつ延べ面積21,000㎡以上の機械設備（空調若しくは（※）給排水衛生設備を含む）工事

③　共同企業体の代表者以外の構成員　主たる構造が鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の病院施設の新営工事で、施工範囲が地上４階地下１階建以上かつ延べ面積10,000㎡以上の機械設備（空調若しくは（※）給排水衛生設備を含む）工事

※　ただし共同企業体の場合は、各構成員の実績がいずれも空調設備のみ又は給排水衛生設備のみの場合は認められない。

なお、当該工事の契約書及び図面の写しを提出できるものに限る。

⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体での参加の場合の構成員数は、２又は３社とする。

⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。

⑽　単体企業は、次に掲げる基準を全て満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成10年度以降に、上記⑷①に掲げる工事の経験を有する者であること。

③　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。